

生徒心得

本校生徒としての誇りと自覚をもって、つねに良識ある行動をとり、健全かつ明朗な学校生活を送るよう、次のことがらを励行する。

1 登下校

- (1) 登校は朝のホームルーム開始の時刻5分前（8時40分）までとする。
- (2) 登下校においては交通規則を守り迷惑がかからないように配慮する。
- (3) 一般生徒の下校時刻は午後5時00分までとする。尚、部活動の生徒は午後6時30分とする。校舎は午後6時30分に施錠され、以後立ち入りはできない。
※下校時刻とは学校外（正門の外）へ出る時刻のこととする。
- (4) 午後5時00分以降、校内に残る場合は学級担任または部活動顧問の付添を必要とする。
- (5) 下校するときは、戸締り、消灯、火気等に留意する。
- (6) 自動車、二輪車の登下校での使用は認めない。また、以下の場合も登下校に準ずるものとして認めない。
 - ① 校外の学校行事（社会見学、芸術鑑賞教室、体育祭）や部活動に参加する際に、その目的地や最寄りの駅及びバス停まで使用した場合。
 - ② 登校前及び下校後であっても、制服を着用したまま乗用した場合。
 - ③ 同じく制服を着用したまま、自動車や二輪車に同乗した場合。（保護者や家族による送迎の場合は除く）
 - ④ 私服による乗用でも、時間帯や目的の如何を問わず学校内に立ち寄った場合。
 - ⑤ 休祝日、春夏冬季休業中の登下校に使用した場合。
- (7) 自転車を使用する場合は、損害賠償責任保険に加入した上で自転車通学許可願を提出し、使用する自転車に所定のナンバーステッカーをつけておかなければならない。また、自転車は所定の場所におく。

2 校内生活

- (1) 校内美化に努めること。
- (2) 学習は積極的に行き、授業が能率よく効果的に進められるように配慮する。
- (3) 登校後の外出は認めない。やむを得ず外出する場合はクラス担任の許可を得なければならない。
- (4) 所持品には学年、組、氏名を明記し、必要以上の金品や学習に直接必要ないものは持参しない。
- (5) 金銭の取り扱いは厳正に行う。必要があって生徒間で金銭の徴収をするときは、事前に必ず関係職員に届け出る。
- (6) 物品等を紛失または拾得した場合は速やかに届け出る。
- (7) 貴重品は自己管理を原則とする。
- (8) 学校の施設、備品は大切に利用する。なお、ふざけたり故意に物品を破損したりした場合には当事者が責任を持って補修するか弁償する。
- (9) 土足で校内を歩かない。
- (10) 携帯電話やスマートフォン等は授業中に使用してはならない。
- (11) 校内における火気使用は原則として禁止する。やむをえず使用する場合は関係職員の指導に従うこと。
- (12) 校内の掲示物、印刷物、出版物の配布等については関係職員の指示を受ける。
- (13) 火災報知器は、監視センター及び消防署と直接電話回線で24時間体制で監視しているので、廊下などに設置してある火災報知器のボタンは、火災発生時以外絶対に押さないこと。

3 服装

- (1) 本校指定の制服を正しく着用すること。制服は指定の上着、ズボン、スカート、キュロット、ネク

- タイ・リボンとする。ワイシャツ・ブラウスは白いものとする。
- (2) 制服の上着には所定の場所に校章をつける。
 - (3) セーター・カーディガン・ベストは制服の下に着用してもよいが、セーター・カーディガン・ベストだけの着用は認めない。
 - (4) セーター・カーディガン・ベストの色については、モノトーン（黒・白・灰色）を基本とし、紺系・深緑系・茶系（ベージュも含む）も、明るく派手でないものは着用を認める。また、いずれも柄のないものとする。
 - (5) 防寒や雨天時のコート類は華美でないものを着用する。
 - (6) 夏季の制服は次の通りとする。
 - ・ 5月1日～10月31日を冬服・夏服併用期間とする。
 - ・ 上記期間は、上着とネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。但し、上着を着用するときにはネクタイ・リボンを着用する。
 - ・ 上記期間は、セーター・カーディガン・ベストのみの着用を認める。色については(4)の通りとする。
 - ・ 上記期間は、ポロシャツの着用を認める。色は白無地のみとする。
 - (7) 上履、体育館履は指定されたものを下履と区別する。
 - (8) ピアス、指輪、ネックレスなどの装身具を身につけない。また、化粧、マニキュア、タトゥーなどは一切禁止する。
 - (9) 健康その他正当な理由により異装の必要がある場合は、所定の用紙で届け出て関係職員の許可を得なければならない。

4 頭 髪

- (1) 頭髪はつねに清潔にし、見苦しくないようにつとめる。
- (2) 変形（パーマなど）や脱色・染色・エクステなどの装着を禁止する。

5 校 外 生 活

- (1) 校外で会合を催すとき及び対外交渉（対外試合、共同研究を含む）をもつときは、事前にその目的、時間、場所等を関係職員に届け出て、許可を得なければならない。
- (2) アルバイト、旅行、キャンプ等は所定の用紙で届け出ること。
- (3) 神奈川県青少年保護育成条例により禁止されている行為や、立ち入りを禁止されている場所や生徒として適当でない場所への出入りは絶対にしてはならない。
- (4) 校内外にかかわらず、生徒同士で物品の売買及び金銭貸借はしてはいけない。
- (5) 暴力行為、いじめ、喫煙、飲酒などの反社会的行動や違法行為は絶対にしてはならない。
- (6) 自動車、二輪車の運転免許を取得する際には、保護者と十分に話し合うこと。

6 そ の 他

- (1) 欠席、遅刻、早退、欠課は生徒手帳の諸届欄を用い、事前にクラス担任に届け出る。急な欠席の場合には後日届け出る。やむをえない場合は8時30分までに電話で連絡をすること。
- (2) 疾病により欠席が続いて10日以上に及ぶ時は、医師の診断書を添付する。
- (3) インフルエンザ等学校感染症による欠席は出席停止扱いになるので所定の用紙にて届け出る。
- (4) 忌引はつぎの日数以内とする。

父母・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7日

祖父母、兄弟姉妹・・・・・・・・・・・・・・・・ 3日

伯（叔）父、伯（叔）母、その他の親族・・・ 1日

但し、葬儀のため遠隔地まで旅行する必要がある場合には、その往復に要する日数の加算を認める。